

平成24年(ワ)第737号

原告 榎原鈴子

被告 公益財団法人ひかり協会 外

平成24年12月26日

岡山地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告代理人弁護士大石和昭

準備書面

ひかり協会と守る会の不法行為における共謀について

1 「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」(以下「30歳代」という。)の決定経過

(1) 「30歳代」は、ひかり協会の理事会・常任理事会の協議の上で決定されたものである。

1984年においては、理事会が3回、常任理事会が7回開かれている。また、1985年には、理事会5回、常任理事会3回が開催されており、同年末までの間では、理事会通算63回、常任理事会は149回開催されている。

(2) ひかり協会の理事のうち常任理事は次のような構成であった。

第6期(1983年「昭和58年」4月1日から1985年「昭和60年」3月31日)の構成は、理事長：曾田長宗、副理事長：西尾雅七、同：渡辺祝一(守る会役員)、専務理事：北村藤一(守る会役員)、常務理事：阪本欣三郎、同：黒川克巳(守る会役員)、常任理事：伊部英男、同：三浦文夫、同：細川一真(守る会役員)、同：中川米造、同：大槻高(守る会役員)であった。

(3) 当時は理事長が病気で入院治療中のため副理事長2人制となっていたので、常任理事会10名中、守る会役員は5名であったから、守る会の主張が否決されることのない人数であった。

(4) 小括

「30歳代」は、守る会の主張がひかり協会において決定されたものであり、極めて重要な拘束性のある決定であったものである。

2 「30歳代」の決定時のひかり協会理事と「公害健康被害補償法」の関係について

(1) ひかり協会による「生活手当」の算出基準については、守る会が「公害健康被害補償法」の60%を基準として使用したというが、「公害健康被害補償法で定

める平均月額は「勤労者の賃金の80%」にしかないものであった。

そこで、この事実を守る会役員、ひかり協会理事が認識していたかどうかにつき検討をする。

(2) 『森永ミルク中毒事件と裁判』掲載の「座談会」(昭和49年12月7日開催)出席者で、「30歳代」決定当時のひかり協会理事は、細川一真(ひかり協会理事、守る会常任理事)、中川米造(ひかり協会理事、大阪大学教授)、田中昌人(ひかり協会理事、守る会常任理事、京都大学助教授)、伊多波重義(ひかり協会理事、弁護士)の4氏である。座談会では島川勝氏(旧森永ミルク中毒被害者弁護団、弁護士)が公害健康被害補償法について、他の公害事件と比較して詳細に説明している。座談会を総括して中村弁護士は、「資金的にも守る会やひかり協会の内部でも、無制限に森永が負担するという原則は何時の間にか消えてしまっている感じがする。資金の枠の中で救済することになると、社会保険の制度とか、他の救済制度があるとかいってチェックする方向になってくる。そうすればこの画期的な救済機関として作り上げた意義がなくなってしまうと思います。」と今日の状況を予想したような批判をしている。

(3) 小括

「30歳代」と「金銭支給等基準」が承認されたのは、1985年「昭和60年」11月10日のひかり協会第58回理事会であった。会議において、「公害健康被害補償法」の60%を基準にし、それが「30才の勤労者の賃金の60%」にあたる旨の説明をしたならば、座談会に参加していた4人の理事のうちだれかが異議を唱えたはずである。異議を唱えた形跡が存在しないと言うことは、「公害健康被害補償法の60%は、「30才の勤労者の賃金の60%」ではなく、「30才の勤労者の賃金の48%」であることを知りながら、守る会役員とひかり協会理事とが共謀して所得保障の水準額を決めたといわざるを得ない。

3 ひかり協会と守る会の一元化・一体化について

(1) ひかり協会と守る会は一体化した構造を有したものである。守る会は、「組織運営にあたっては、ひかり協会を守り、ひかり協会を発展充実させるような組織にしていかなければならない。また、ひかり協会は救済を行う機関として活動に限界があるから、例えば、ひかり協会の活動を妨害するものが現れた場合には、ひかり協会の救済事業に支障をきたさぬように、環境整備、妨害排除をしていかねばならない。」と活動方針を述べているものであり、ひかり協会と一体化しているものなのである。

(2) 「一体化」は、ひかり協会と守る会の間だけではなく、加害企業森永との間でも深く進行していた。守る会はこれまで加害企業森永との間の一体化は頑として認めずきたものであるが、最近「被害者救済はひかり協会が唯一の救済機関となって実施されるものであり、しかもひかり協会の救済は加害者森永との協力のうえに成り立っていることは否定することができない事実である。」と認めるにいたった。

(3) 小括

ひかり協会と守る会の一元化・一体化は明らかなところであり、「金銭等支給基準」とくに、「本人の所得保障の水準額」の決定は、ひかり協会と守る会の一元化の元で決定されたものである。

4 総括

守る会、ひかり協会、太陽の会の三者で1984年10月10日に決定した「30歳代」中の「3 生活保障・援助」では、「本人の所得保障の水準額は30才の勤労者の賃金の60%とする。」と確認された。にもかかわらず、ひかり協会・守る会は、本人の所得保障の水準額を具体的に決定するにつき、公害健康被害補償法を参考にし、公害健康被害補償法で定める平均月額は「勤労者の賃金の80%」にしなければならないものであったことを熟知しながら、公害健康被害補償法の平均月額の60%をもって、「30才の勤労者の賃金の60%」と置き換え「本人の所得保障の水準額」を決定したものである。

平成24年(ワ)第737号

原告 榎原鈴子

被告 公益財団法人ひかり協会 外

平成24年12月26日

岡山地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告代理人弁護士大石和昭

証拠説明書

甲1 「岡山地裁での名誉毀損損害賠償請求訴訟の判決を前にしての所感」と題する書面 原本 2012/3/26 能瀬英太郎

森永ヒ素ミルク中道事件の重症被害者へ支給する「生活手当」の基準、すなわち「30才の勤労者の賃金」の出典を示すよう要求したところ、当初は基準となる文書が「存在しない」としていたものが、「公害健康被害補償制度」を参考にして「その6割を根拠」にしたと説明されたことから、ひかり協会、守る会などが被害者を数十年間にわたり騙し続けてきた実態が明らかとなったこと

甲2 「別の裁判で判明した『ひかり協会』が重症被害者に支給する『生活手当』の計算方式(年齢に関係なく30才に固定した基準)」と題する書面 原本 2012/6 能瀬英太郎

「勤労者の賃金の60%」の「勤労者の賃金」の出所が、「公害健康被害補償制度」を参考にしてその6割を根拠としたというものであることが明らかになったが、公害健康被害補償法では勤労者の賃金の8割を基準にしていることから、「勤労者の賃金の60%」はでたらめであること、「勤労者の賃金の48%」と説明するのが正確であることが明らかになったこと

甲3 準備書面(6) 写し H22/2/8 一井淳治

ひかり協会の行う被害者救済について、恒久対策案が十分に実施されていないこと

甲4 準備書面(14) 写し H23, 3/14 一井淳治

障害者基礎年金を受給している被害者に対してひかり協会が支給している生活手当について、「ひかり協会が設定する生活保障水準額において、反映させる1983年当時の賃金の状況として、公害健康被害補償制度を参考にした。」ということが初めて明らかにされたこと

甲 5 証人調書 写し H 2 3, 6 / 2 0 平松正男

「勤労者の賃金の60%」のその勤労者の平均賃金の出典となる資料があるかどうかという質問に対し、「現存しません」と答え、その後の質問で「ここで参考にした金額は生活保障水準額、つまり最初にスタートした11万円を決めるときに何を参考に決めたかという参考にした根拠であります。」と答えていることから、公害健康被害補償制度を参考にしたことは明らかであること

甲 6 「救済事業における守る会の責任に関するメモ」と題する書面 原本
2012/12/10 能瀬英太郎

「30歳代」の決定時のひかり協会理事と「公害健康被害補償法」の認識ならびにひかり協会と守る会の一元化・一体化

甲 7 「森永ミルク中毒事件と裁判」 写し H 4 9, 1 2 / 7

細川、中川、田中、伊多波のひかり協会理事が参加した座談会において、公害健康被害補償法についての議論がなされている経緯

甲 8 - 1 「ひかり協会30年の歩み」 写し

財団法人ひかり協会寄附行為の内容、とくに理事会、常任理事会、事務局等の組織構成について

甲 8 - 2 「ひかり協会30年の歩み」 写し

第3期（1977年）から第10期（1993年）までの役員構成について

甲 8 - 3 「ひかり協会30年の歩み」 写し

ひかり協会における常任理事会の開催状況について

甲 9 - 1 「ひかり協会30年の歩み」 写し

守る会とひかり協会の関係について、一元化態勢であったこと

甲 9 - 2 「資料22・民事訴訟の終結に当たって長期にわたる監視を」と題する書面 写し H 4 9, 5 / 2 4 森永ミルク中毒被害者弁護団

被告森永が原告らを含む全被害者の救済について「ひかり協会」の判断決定に従うこと、救済に要する費用は無制限に被告森永が負担する等の回答をしたこと

甲 9 - 3 財団法人ひかり協会設立趣意書 写し H 4 9, 4 / 1 7 財団法人ひかり協会設立発起人一同

ひかり協会が、三者会談における検討の結果による合意を基盤とし「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」の精神を生かし、そこにもられた各種の事業を実施するとともに、今日及び将来に渡って全被害者の救済を図るために設立されるものであること

甲10 準備書面(1) 写し H21, 5/8 弁護士一井淳治

ひかり協会設立後の被告守る会の活動として、19名の役員を推薦していること、毎年、事業計画書や予算書に対する守る会の意見・要望を示し、ひかり協会の事業・運営に反映させていること

甲11 準備書面(2) 写し H21, 6/26 弁護士一井淳治

守る会がひかり協会の事業と運営に協力してきたこと

実質的には、ひかり協会の、2年毎の役員改選で、理事5名、監事1名を推薦し、寄附行為に基づいて法人が運営されるよう協力してきたこと

甲12 準備書面(11) 写し H22, 11/26 弁護士一井淳治

守る会がひかり協会が設立された新しい段階以降は、ひかり協会の行う被害者救済を、発展させ、充実させる原動力となり、ひかり協会の救済を保障していくことを根本的使命とするに至ったこと

甲13 準備書面(16) 写し H23, 9/6 弁護士一井淳治

被害者救済団体である守る会は、その存立目的からして、ひかり協会の充実発展に全力をあげること、守る会の活動目的にひかり協会の充実発展が中心におかれたこと

甲14 控訴理由書 写し H24, 5/29 弁護士一井淳治

守る会は、被害者救済を行う団体であり、現に行われているひかり協会の制度を守り、ひかり協会の救済制度が、混乱したり、不安定にならないよう体制を引き締めることを必要としたこと

甲15 準備書面(1) 写し H24, 7/17 弁護士一井淳治

毎年1回行われる「三者会談」(ひかり協会も加わっている)や年4回行われる「三者会談」救済対策委員会(同)には、守る会とひかり協会から要望を出し、被害者の要望の上に、妥当な救済対策が作られるようにしている。また、守る会と森永乳業との2者協議も年2回行われ、救済資金の財源問題などを協議していること
加害企業との協調は、ひかり協会の運営システム自体が加害企業との協調によって進めることになっていることから当然であるとされていること

甲16 「第76回常任理事会議案書」 写し S52, 2/12 守る会

財団法人ひかり協会役員、専門委員会委員、救済対策委員等の推薦をしていたこと

甲17 「第2回全国委員長会議議案書」 写し S52, 2/13 守る会

財団法人ひかり協会役員の後任者の選任に関して深い関与をしていたこと

甲18-1 「財団法人ひかり協会現地事務所長の推薦について」 写し S52, 3/8 守る会

守る会がひかり協会現地事務所長を推薦していたこと

甲18-2 「非常勤所長の推薦について」 写し S52, 3/8 財団法人ひかり協会

非常勤所長の推薦を守る会に求めていること

甲19 守る会規約 写し 守る会

守る会は、財団法人ひかり協会に理事・監事を推薦し、その他協会の運営・事業に「守る会」の意見を反映させる活動をする事